

# 地域の課題や問題などを解決するために 交付金を交付しています

◎ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎ 23-5069

地域自治組織による地域づくり活動を支えるため、大崎市地域自治組織活性化事業交付金制度を設けています。この制度では、地域から提案された事業を審査委員会が慎重に審議し、交付の有無を決定しています。

平成27年度は次の地域自治組織に交付しました。

■中里駅南地域協議会

「情報発信および各種団体への事業支援」

内容 多くの情報を地域住民へ知らせるため、車載用拡声器を使用し、不審者情報などを地域住民へ周知し、各種団体から提供された情報を発信していく。

■清滝地区振興協議会

「清滝子ども企画隊発進！子どもたちが活躍できる場づくり事業」

内容 地区の夏祭りを子どもたちが活躍する場とするため、子ども実行委員が友達や自分の意見を大人に伝え、共に祭りを創り上げる。共同作業で生まれた一体感や達成感によって、郷土を愛する心を育み、次代の地域コミュニティの担い手づくりを進めていく。

■三本木地域運動会

内容 地域住民の親睦や世代間交流推進、健康増進のため、実行委員会を立ち上げ、多くの住民が企画・準備・運営に参加して交流を深める。より住みやすい三本木地域にするための足掛かりとする。

■三本木まちづくり協議会

「福祉部会『こころの絆創幸』プロジェクト」

内容 地域や家庭の人間関係、一人で抱え込んでいる悩みなど、自身で解決することが難しい人への支援として、各相談窓口を掲載した絆創膏を作成する。その絆創膏を、幸せの絆を創る「こころの絆創幸」と名付け、痛めた心を癒すことに活用する。

■東大崎地区振興協議会

「東大崎発！地域間交流」第2回おおさきはしご酒ラリー」

内容 3人一組で2時間以内

# 指定管理者を募集します

◎ 岩出山総合支所地域振興課 ☎ 21215

岩出山旧千葉家住宅の指定管理者を募集します。

指定管理期間 9月1日〜平成33年3月31日

応募資格 宮城県内の事業者（県内に本社や本店などを置く者）で岩出山地域に現地事務所を置き（置く予定を含む）、次のいずれにも該当しない、法人や団体、複数の法人などにより構成されたグループ

※法人や団体が複数のグループに所属することは、できません。

1 最近2年間、すべての市民税、法人県民税、法人税、消費税、地方消費税を滞納している人

2 市の競争入札参加登録業者に関する指名停止を受けている人

3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する人

4 当する人

5 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その日から2年を経過しない人

5 暴力団と関係のある人

申込 5月2日(月)まで、指定管理者指定申請書に必要事項を記入し、持参または郵送（郵送の場合は5月2日(月)17時まで必着）

**岩出山旧千葉家住宅（凜菜・上の家）を休館します**

4月から当分のあいだ、岩出山旧千葉家住宅（凜菜・上の家）を休館します。休館の期間は、次の指定管理者が決まるまでとなります。

◎ 岩出山総合支所地域振興課 ☎ 72-1215

■税金

# 軽自動車税の税率が変わります

◎ 税務課市民税担当 ☎ 23-2148

■軽自動車（表1）

初年度検査年月に応じた税率が決まります。初年度検査は新車購入時のナンバー取得に係る検査で、自動車検査証に記載されています。

■原動機付自転車、二輪車など（表2）

新税率が適用されます。

■グリーン化特例（表3）

排出ガス、燃費性能の優

れた車に適用されます。

平成27年度中に初年度検査を受け、次の条件を満たしたものが、平成28年度分の軽自動車税軽減適用対象車です。

特例① 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）

特例② 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車

特例③ 乗用：平成32年度燃費基準達成車、貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

特例④ 共通 平成17年排出ガス基準75%低減

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載があります。

表1 軽自動車

車種区分	税率(年税額)		
	初年度検査が平成27年3月以前	初年度検査が平成27年4月以後	初年度検査後13年を経過(注)
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用 営業用	5,500円	6,900円
	乗用 自家用	7,200円	10,800円
貨物	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

(注) 4月1日時点で年数を判断します。平成15年10月14日以前に初年度検査を受けた車は、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

表2 原動機付自転車、二輪車など

車種区分	税率(年税額)	
原動機付自動車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪 小型自動車	250cc超	6,000円
ポート・トレーラー		3,600円

表3 軽自動車のグリーン化特例(軽課)

車種区分	税率(年税額)		
	特例①	特例②	特例③
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
四輪 乗用	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
貨物	営業用	1,000円	1,900円
	自家用	1,300円	2,500円

## 主な放射能測定結果

空間放射線量の測定結果 (単位:マイクロシーベルト/h)

◎ 防災安全課放射能対策室 ☎ 23-5144

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
2月15日	市役所第2駐車場	0.05	0.06
	松山総合支所	0.05	0.04
	三本木総合支所	0.07	0.07
	鹿島台総合支所	0.05	0.05
	岩出山総合支所	0.07	0.06
	鳴子総合支所	0.05	0.05
	田尻総合支所	0.06	0.07

## 黙とうの呼びかけを行います

- 3月11日はみやぎ鎮魂の日です -

県では、東日本大震災で亡くなった人に追悼の意を表し、震災からの復興を誓う日として、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と決めました。

震災から5年となる「みやぎ鎮魂の日」を迎えるにあたり、市では、各地域の防災行政無線を通じて、市民の皆さんに黙とうの呼びかけを行います。心ひとつに黙とうを捧げましょう。

放送日時 3月11日(金) 14時45分

古川・三本木・岩出山・鳴子温泉地域 デジタル防災行政無線で呼びかけ

※デジタル防災行政無線は試験運用中のため、屋外拡声子局(スピーカー)が整備されていない区域では放送されません。

松山・鹿島台・田尻地域 アナログ防災行政無線で呼びかけ

◎ 防災安全課危機防災担当 ☎ 23-5144